

第 23 号 議 案

長崎県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 7 年 2 月 21 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(長崎県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 長崎県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(職員) 第13条 養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあつては第 6 号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第 7 号の調理員を置かないことができる。 (1)～(5) 略 (6) <u>栄養士又は管理栄養士</u> (7) 略	(職員) 第13条 養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあつては第 6 号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第 7 号の調理員を置かないことができる。 (1)～(5) 略 (6) 栄養士 (7) 略

(長崎県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 長崎県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(職員) 第12条 特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は<u>管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士又は<u>管理栄養士</u>を置かないことができる。 (1)～(4) 略 (5) 栄養士又は<u>管理栄養士</u> (6)及び(7) 略 2 略 (職員) 第47条 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は<u>管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士又は<u>管理栄養士</u>を置かないことができる。 (1)～(4) 略 (5) 栄養士又は<u>管理栄養士</u> (6)及び(7) 略	(職員) 第12条 特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。 (1)～(4) 略 (5) 栄養士 (6)及び(7) 略 2 略 (職員) 第47条 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。 (1)～(4) 略 (5) 栄養士 (6)及び(7) 略

2 略	2 略
附 則	附 則
1 及び 2 略	1 及び 2 略
3 平成12年 3 月31日以前の日から存する特別養護老人ホームの建物（同年 4 月 1 日において基本的な設備が完成しているものを含み、同月 2 日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について第11条第 4 項及び第46条第 4 項の規定を適用する場合においては、第11条第 4 項及び第 46条第 4 項中「1 人とする。ただし、地域の実情によっては、4 人以下とすることができる」とあるのは「4 人以下とする」とする。	3 平成12年 3 月31日以前の日から存する特別養護老人ホームの建物（同年 4 月 1 日において基本的な設備が完成しているものを含み、同月 2 日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について第11条第 4 項及び第45条第 4 項の規定を適用する場合においては、第11条第 4 項及び第 46条第 4 項中「1 人とする。ただし、地域の実情によっては、4 人以下とすることができる」とあるのは「4 人以下とする」とする。
4 ～ 6 略	4 ～ 6 略

（長崎県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第 3 条 長崎県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（職員） 第12条 軽費老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあっては第 4 号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあっては第 6 号の調理員を置かないことができる。 (1)～(3) 略 (4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> (5)及び(6) 略 2 略	（職員） 第12条 軽費老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の<u>栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム</u>（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあっては第 4 号の<u>栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホーム</u>にあっては第 6 号の調理員を置かないことができる。 (1)～(3) 略 (4) <u>栄養士</u> (5)及び(6) 略 2 略

附 則 1～11 略 (軽費老人ホームA型の職員) 12 軽費老人ホームA型に置くべき職員は、次のとおりとする。ただし、併設する特別養護老人ホームの<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームA型（入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。）にあっては、第5号の<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、第6号の事務員、第7号の医師又は第8号の調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあっては、第8号の調理員を置かないことができる。 (1)～(4) 略 (5) <u>栄養士又は管理栄養士</u> (6)～(8) 略 13～18 略	附 則 1～11 略 (軽費老人ホームA型の職員) 12 軽費老人ホームA型に置くべき職員は、次のとおりとする。ただし、併設する特別養護老人ホームの<u>栄養士</u>、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームA型（入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。）にあっては、第5号の<u>栄養士</u>、第6号の事務員、第7号の医師又は第8号の調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあっては、第8号の調理員を置かないことができる。 (1)～(4) 略 (5) <u>栄養士</u> (6)～(8) 略 13～18 略
---	--

(長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(従業者) 第81条 略 2 略 3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、長崎県介護老人保健施設の人員、施設及	(従業者) 第81条 略 2 略 3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、長崎県介護老人保健施設の人員、施設及

び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第66号）第4条又は長崎県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年長崎県条例第18号）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 略

（運営規程）

第107条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、事業の運営についての規則で定める重要事項に関する規程（以下この章（次節を除く。）において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

（従業者）

第148条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（予防条例第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（予防条例第129条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第165条において同じ。）の数の上限を

び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第66号。以下、「介護老人保健施設条例」という。）第4条又は長崎県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年長崎県条例第18号。以下「介護医療院条例」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 略

（運営規程）

第107条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、事業の運営についての規則で定める重要事項に関する規程（以下この章（第5節を除く。）において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

（従業者）

第148条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（予防条例第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（予防条例第129条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第165条において同じ。）の数の上限を

いう。以下この節及び次節において同じ。) が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(1)～(3) 略

(4) 栄養士又は管理栄養士

(5)及び(6) 略

2 略

3 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者の員数は、前項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

4～9 略

（従業者）

第183条 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

いう。以下この節及び次節において同じ。) が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。

(1)～(3) 略

(4) 栄養士

(5)及び(6) 略

2 略

3 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

4～9 略

（従業者）

第183条 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士を置かないことができる。

- (1)及び(2) 略
- (3) 栄養士又は管理栄養士
- (4)及び(5) 略

2 略

(電磁的記録等)

第276条の2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第204条（第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条及び前条において準用する場合を含む。）及び第224条第1項（第248条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 略

附 則

1 略

(経過措置)

2 政令第52条の規定により読み替えて適用される政令第4条第2項に規定する主として老人慢性疾患（老人がかかっている場合において一般に慢性

- (1)及び(2) 略
- (3) 栄養士
- (4)及び(5) 略

2 略

(電磁的記録等)

第276条の2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第204条（第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。）及び第224条第1項（第248条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 略

附 則

1 略

(経過措置)

2 政令第52条の規定により読み替えて適用される政令第4条第2項に規定する主として老人慢性疾患（老人がかかっている場合において一般に慢性

の経過をたどる疾患をいう。)にかかっている老人(当該疾患につき手術を要する状態にある者又は急性の疾患にかかっている者を除く。)を入院させることを目的とした病床(療養病床及び医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)附則第2条第3項第5号に規定する経過的旧療養型病床群の病床を除く。)により構成される病棟を有する病院(以下「介護力強化病院」という。)に該当する指定短期入所療養介護事業所に置くべき短期入所療養介護従業者の員数、その算定方法の基準は、規則で定める。 3～10 略	の経過をたどる疾患をいう。)にかかっている老人(当該疾患につき手術を要する状態にある者又は急性の疾患にかかっている者を除く。)を入院させることを目的とした病床(療養病床及び医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)附則第2条第3項第5号に規定する経過的旧療養型病床群の病床を除く。)により構成される病棟を有する病院(<u>第190条第1項第2号に該当するものを除く。</u>以下「介護力強化病院」という。)に該当する指定短期入所療養介護事業所に置くべき短期入所療養介護従業者の員数、その算定方法の基準は、規則で定める。 3～10 略
--	---

(長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正)

第5条 長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年長崎県条例第64号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(従業者) 第130条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この節から第5節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)は、次のとおりとする。ただし、利用定員(当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者(居宅条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者	(従業者) 第130条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この節から第5節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)は、次のとおりとする。ただし、利用定員(当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者(居宅条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者

をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（居宅条例第147条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第140条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にある場合は、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(1)～(3) 略

(4) 栄養士又は管理栄養士

(5)及び(6) 略

2 略

3 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の員数は、前項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

4～9 略

（利用料等の受領）

第136条 略

をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（居宅条例第147条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第140条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にある場合は、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。

(1)～(3) 略

(4) 栄養士

(5)及び(6) 略

2 略

3 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

4～9 略

（利用料等の受領）

第136条 略

2 及び 3 略 4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、<u>前項</u>の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものとする。 (従業者) 第167条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないことができる。 (1)及び(2) 略 (3) <u>栄養士又は管理栄養士</u> (4)及び(5) 略 2 略	2 及び 3 略 4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、<u>第3項</u>の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものとする。 (従業者) 第167条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の<u>栄養士</u>との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の<u>栄養士</u>を置かないことができる。 (1)及び(2) 略 (3) <u>栄養士</u> (4)及び(5) 略 2 略
---	---

(長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第6条 長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第7条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に	第7条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に

あつては第3号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。

(1)及び(2) 略

(3) 栄養士又は管理栄養士

(4)及び(5) 略

2～4 略

附 則

1 略

(経過措置)

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）附則第5条に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であつて、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）附則第22条第1項の規定により整備法第5条の規定による改正後の児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成27年3月31日までの間は、第6条第1項第2号及び第2項並びに第74条第1項第2号及び第2項の規定は適用せず、第28条及び第29条の規定の適用については、第28条第1項中「指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者は、」と、「担当させる」とあるのは「行う」と、同条第2項から第9項まで及び第29条中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」とする。

あつては第3号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。

(1)及び(2) 略

(3) 栄養士

(4)及び(5) 略

2～4 略

附 則

1 略

(経過措置)

2 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）附則第5条に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であつて、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）附則第22条第1項の規定により整備法第5条の規定による改正後の児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成27年3月31日までの間は、第6条第1項第2号及び第2項並びに第74条第1項第2号及び第2項の規定は適用せず、第28条及び第29条の規定の適用については、第28条第1項中「指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者は、」と、「担当させる」とあるのは「行う」と、同条第2項から第9項まで及び第29条中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」とする。

(長崎県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第7条 長崎県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第69号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（従業者） 第5条 指定福祉型障害児入所施設には、次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第4号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。 (1)～(3) 略 (4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> (5)及び(6) 略 2及び3 略 （電磁的記録等） 第60条の2 指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条（<u>前条</u>において準用する場合を含む。）、第15条第1項（<u>前条</u>において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	（従業者） 第5条 指定福祉型障害児入所施設には、次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。 (1)～(3) 略 (4) 栄養士 (5)及び(6) 略 2及び3 略 （電磁的記録等） 第60条の2 指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条（<u>第60条</u>において準用する場合を含む。）、第15条第1項（<u>第60条</u>において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 略	2 略
(長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)	
第 8 条 長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第70号）の一部を次のように改正する。	
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。	
改正後	改正前
(運営に関する基準) 第49条 略 2 第 5 条第 2 項から第 4 項まで、第 4 節（第22条第 1 項、第23条、第24条第 1 項、第28条、第33条、第36条の 2 及び第44条を除く。）及び第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第 1 項中「第32条」とあるのは「第49条第 2 項において準用する第32条」と、第21条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第49条第 2 項において準用する次条第 2 項」と、第24条第 2 項中「第22条第 2 項」とあるのは「第49条第 2 項において準用する第22条第 2 項」と、第27条第 1 項中「第 6 条第 2 項」とあるのは「第45条第 2 項」と、第31条第 3 項中「第27条」とあるのは「第49条第 2 項において準用する第27条」と、第32条中「第36条第 1 項」とあるのは「第49条第 2 項において準用する第36条第 1 項」と、<u>前条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第49条第 2 項」と読み替える</u>ほか、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する場合に限り、第45条中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。 (食事) 第91条 略 2 及び 3 略	(運営に関する基準) 第49条 略 2 第 5 条第 2 項から第 4 項まで、第 4 節（第22条第 1 項、第23条、第24条第 1 項、第28条、第33条、第36条の 2 及び第44条を除く。）及び第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第 1 項中「第32条」とあるのは「第49条第 2 項において準用する第32条」と、第21条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第49条第 2 項において準用する次条第 2 項」と、第24条第 2 項中「第22条第 2 項」とあるのは「第49条第 2 項において準用する第22条第 2 項」と、第27条第 1 項中「第 6 条第 2 項」とあるのは「第45条第 2 項」と、第31条第 3 項中「第27条」とあるのは「第49条第 2 項において準用する第27条」と、第32条中「第36条第 1 項」とあるのは「第49条第 2 項において準用する第36条第 1 項」と、<u>第48条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第49条第 2 項」と読み替える</u>ほか、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する場合に限り、第45条中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。 (食事) 第91条 略 2 及び 3 略

4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

5 略

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第98条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)

(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(実施主体)

第180条 略

2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条に規定する子会社以外の者でなければならない。

(地域との連携等)

第204条の10 略

4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

5 略

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第98条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(実施主体)

第180条 略

2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第44条に規定する子会社以外の者でなければならない。

(地域との連携等)

第204条の10 略

2～4 略

5 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(電磁的記録等)

第213条の2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第11条第1項(第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第98条、第98条の5、第127条、第152条、第152条の5、第162条、第162条の4、第175条、第188条、第193条、第197条、第197条の12、第197条の20並びに前条第1項において準用する場合を含む。)、第15条(第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第81条、第98条、第98条の5、第114条、第114条の4、第127条、第152条、第152条の5、第162条、第162条の4、第175条、第188条、第193条、第197条、第197条の12、第197条の20、第204条、第204条の11、第204条の22並びに前条第1項において準用する場合を含む。)、第54条第1項、第107条第1項(第114条の4において準用する場合を含む。)、第201条の3第1項(第204条の11及び第204条の22において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2～4 略

5 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるもの(次項に規定するものを除く。)を講じている場合には、適用しない。

(電磁的記録等)

第213条の2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第11条第1項(第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第98条、第98条の5、第127条、第152条、第152条の5、第162条、第162条の4、第175条、第188条、第193条、第197条、第197条の12、第197条の20並びに第213条第1項において準用する場合を含む。)、第15条(第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第81条、第98条、第98条の5、第114条、第114条の4、第127条、第152条、第152条の5、第162条、第162条の4、第175条、第188条、第193条、第197条、第197条の12、第197条の20、第204条、第204条の11、第204条の22並びに第213条第1項において準用する場合を含む。)、第54条第1項、第107条第1項(第114条の4において準用する場合を含む。)、第201条の3第1項(第204条の11及び第204条の22において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

（長崎県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第9条 長崎県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第38条第3項（法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）において準用する<u>同法</u>第36条第3項第1号並びに第44条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。 （職場への定着のための支援等の実施） 第34条 略 2 略 3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第197条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第197条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。 4 略 （食事）	（趣旨） 第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第38条第3項（法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）において準用する第36条第3項第1号並びに第44条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。 （職場への定着のための支援等の実施） 第34条 略 2 略 3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例<u>（平成24年長崎県条例第70号）</u>第197条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第197条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。 4 略 （食事）

第36条 略	第36条 略
2～4 略	2～4 略
5 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設に <u>栄養士又は管理栄養士</u> を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	5 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。
6 略	6 略

（長崎県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第10条 長崎県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（食事） 第47条 略 2及び3 略 4 生活事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。 5 略 （実施主体） 第78条 略 2 就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社以外の者でなければならない。	（食事） 第47条 略 2及び3 略 4 生活事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に<u>栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。 5 略 （実施主体） 第78条 略 2 就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律<u>（昭和35年法律第123号）</u>第44条第1項に規定する子会社以外の者でなければならない。

（長崎県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第11条 長崎県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(食事) 第30条 略 2～4 略 5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に 栄養士又は <u>管理栄養士</u> を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び 調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。 6 略	(食事) 第30条 略 2～4 略 5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に 栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法につ いて保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。 6 略

(長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第12条 長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(職員配置) 第27条 乳児院（乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）10人未満を入所さ せる乳児院を除く。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱 託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、 <u>栄養士又は管理栄養</u> <u>士及び調理員</u> を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託す る施設にあっては調理員を置かないことができる。 2～7 略 (職員配置) 第64条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、 家庭支援専門相談員、 <u>栄養士又は管理栄養士</u> 及び調理員並びに乳児が入所 している施設にあっては看護師を置かなければならない。ただし、児童40	(職員配置) 第27条 乳児院（乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）10人未満を入所さ せる乳児院を除く。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱 託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、 <u>栄養士及び調理員</u> を 置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあって は調理員を置かないことができる。 2～7 略 (職員配置) 第64条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、 家庭支援専門相談員、 <u>栄養士及び調理員</u> 並びに乳児が入所している施設に あっては看護師を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所さ

人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2～7 略

(職員配置)

第75条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第3項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士又は管理栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として規則で定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2及び3 略

4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員並びに医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

5～11 略

12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

13～15 略

(職員配置)

第93条 児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士

せる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2～7 略

(職員配置)

第75条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第3項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として規則で定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2及び3 略

4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員並びに医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

5～11 略

12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

13～15 略

(職員配置)

第93条 児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士

又は管理栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

(1) 児童40人以下を通わせる施設 栄養士又は管理栄養士

(2)～(5) 略

2～5 略

（職員配置）

第108条 児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2～6 略

（職員配置）

第117条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）、児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

(1) 児童40人以下を通わせる施設 栄養士

(2)～(5) 略

2～5 略

（職員配置）

第108条 児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2～6 略

（職員配置）

第117条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）、児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2～6 略

附 則

1 略

(高等学校及び大学の範囲)

2 第40条第5号に規定する高等学校は、中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校を含み、第27条第4項（第38条第3項及び第64条第4項において準用する場合を含む。）、第60条第2項第6号ア、第66条第4号、第108条第3項（第117条第4項において準用する場合を含む。）及び第119条第4号に規定する大学は、大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学を含むものとする。

(経過措置)

3 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号）附則第5条第1項の規定により母子生活支援施設又は児童養護施設とみなされる施設に係る第41条第3号又は第67条第2号の適用については、第41条第3号中「30平方メートル」とあるのは「おおむね1人につき2.47平方メートル」と、第67条第2号中「4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は、これを6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とする」とあるのは「15人以下とし、その面積は、1人につき2.47平方メートル以上とする」と読み替えるものとする。

4 略

5 平成23年6月17日前から設置されている母子生活支援施設、児童養護施設又は児童福祉法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設（以下「一時保護施設」という。）の建物（同日において建築中のものを含み、同日以後に全面的に改築されたものを除く。）に係る第41条第1号又は第67条第1号の規定の適用については、第41条第1号中「集会、学習等を行う室

2～6 略

附 則

1 略

(高等学校及び大学の範囲)

2 第40条第5号に規定する高等学校は、中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校を含み、第27条第4項（第38条第3項及び第68条第4項において準用する場合を含む。）、第64条第2項第6号ア、第70条第4号、第112条第3項（第121条第4項において準用する場合を含む。）及び第123条第4号に規定する大学は、大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学を含むものとする。

(経過措置)

3 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号）附則第5条第1項の規定により母子生活支援施設又は児童養護施設とみなされる施設に係る第41条第3号又は第71条第2号の適用については、第41条第3号中「30平方メートル」とあるのは「おおむね1人につき2.47平方メートル」と、第71条第2号中「4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は、これを6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とする」とあるのは「15人以下とし、その面積は、1人につき2.47平方メートル以上とする」と読み替えるものとする。

4 略

5 平成23年6月17日前から設置されている母子生活支援施設、児童養護施設又は児童福祉法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設（以下「一時保護施設」という。）の建物（同日において建築中のものを含み、同日以後に全面的に改築されたものを除く。）に係る第41条第1号又は第71条第1号の規定の適用については、第41条第1号中「集会、学習等を行う室

及び相談室」とあるのは「集会、学習等を行う室、調理場、浴室及び便所を設けること。」と、<u>第67条第1号</u>中「居室、相談室」とあるのは「居室」と読み替えるものとする。 6 平成23年6月17日前から設置されている母子生活支援施設、児童養護施設又は一時保護施設の建物（同日において建築中のものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に係る第41条第2号若しくは第3号又は<u>第67条第2号</u>の規定の適用については、第41条第2号中「これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、1世帯につき1室以上とすること」とあるのは「1世帯につき1室以上とすること」と、同条第3号中「30平方メートル」とあるのは「1人につき3.3平方メートル」と、<u>第67条第2号</u>中「4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は、これを6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とする」とあるのは「15人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とすること」と読み替えるものとする。 7 平成23年6月17日前から乳児院又は児童養護施設に置かれている家庭支援専門相談員に相当する者は、第27条第2項（<u>第64条第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該乳児院又は児童養護施設における家庭支援専門相談員となることができる。 8 平成23年9月1日前から児童養護施設の長である者については、<u>第65条第1項</u>の規定にかかわらず、当該施設の長である者とみなす。 9～13 略	及び相談室」とあるのは「集会、学習等を行う室、調理場、浴室及び便所を設けること。」と、<u>第71条第1号</u>中「居室、相談室」とあるのは「居室」と読み替えるものとする。 6 平成23年6月17日前から設置されている母子生活支援施設、児童養護施設又は一時保護施設の建物（同日において建築中のものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に係る第41条第2号若しくは第3号又は<u>第71条第2号</u>の規定の適用については、第41条第2号中「これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、1世帯につき1室以上とすること」とあるのは「1世帯につき1室以上とすること」と、同条第3号中「30平方メートル」とあるのは「1人につき3.3平方メートル」と、<u>第71条第2号</u>中「4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は、これを6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とする」とあるのは「15人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とすること」と読み替えるものとする。 7 平成23年6月17日前から乳児院又は児童養護施設に置かれている家庭支援専門相談員に相当する者は、第27条第2項（<u>第68条第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該乳児院又は児童養護施設における家庭支援専門相談員となることができる。 8 平成23年9月1日前から児童養護施設の長である者については、<u>第69条第1項</u>の規定にかかわらず、当該施設の長である者とみなす。 9～13 略
---	---

（長崎県女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第13条 長崎県女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(職員配置の基準) 第 9 条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第 3 号の職員を置かないことができる。 (1)及び(2) 略 (3) 栄養士、<u>管理栄養士</u>又は調理員 1 以上 (4)～(6) 略 2 ～ 4 略 (食事の提供) 第14条 略 2 略 3 <u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かない女性自立支援施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。	(職員配置の基準) 第 9 条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第 3 号の職員を置かないことができる。 (1)及び(2) 略 (3) 栄養士又は調理員 1 以上 (4)～(6) 略 2 ～ 4 略 (食事の提供) 第14条 略 2 略 3 栄養士を置かない女性自立支援施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和 6 年厚生労働省令第164号）等の公布等に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。